

奈良県告示第百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和三年七月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
砺山 睦子	医療法人康成会菊美台クリニック	生駒郡平群町菊美台一―一〇―一三	内科・腎臓内科（じん臓機能障害）	令和三年六月二十八日
金子 佳照	医療法人翠悠会高田診療所	大和高田市西町一番二六号	内科（じん臓機能障害）	令和三年六月二十八日
伊勢 健太郎	独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院	大和郡山市朝日町一―六二	整形外科（肢体不自由）	令和三年七月十二日
川田 交俊	独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院	大和郡山市朝日町一―六二	整形外科（肢体不自由）	令和三年七月十二日
中村 智	社会医療法人高清会香芝旭ヶ丘病院	香芝市上中八三九番地	整形外科（肢体不自由）	令和三年七月十二日
鶴野 卓史	生駒市立病院	生駒市東生駒一丁目六番地二	脳神経外科（肢体不自由）	令和三年七月十二日
奥本 洋樹	医療法人興生会吉	葛城市足田六七六	整形外科（肢	令和三年七

病院	本整形外科・外科		
	番地一		
	体不自由)		
	月十二日		